

美方町・村岡町・香住町

# 合併協議会だより

第9号

平成16年10月発行



## 合併協定調印式を開催!

▲合併協定調印式〈香住町中央公民館〉

第14回から第17回の合併協議会が美方町、村岡町、香住町の各会場で開催されました。第17回合併協議会をもって、全合併協定項目の協議が終了しました。これにより10月2日、香住町中央公民館において、合併協定調印式が開催されました。合併協定書の内容は7ページ以降をご覧ください。

Contents	
●合併協定に調印	P2
●第14回合併協議会を開催	P3~4
●第15回合併協議会を開催	P4
●第16回合併協議会を開催	P4~5
●第17回合併協議会を開催	P6
●小委員会の報告	P6
●合併協定書の内容	P7~15
●合併協議会からのお知らせ	P16

# 合併協定に調印

10月2日（土）、香住町中央公民館において、「美方町・村岡町・香住町合併協定調印式」が開催されました。

昨年12月からの3町合併協議会を延べ41回重ね、「香美町」誕生への歴史的な調印式となりました。平成11年度の合併特例法改正以降では、『町』の規模では県下で第1号の調印となりました。



▲署名・押印をされる3町長



▲署名をされる井戸兵庫県知事

午後1時から始まった調印式では、上田節郎美方町長による経過報告、合併協定書確認が行われた後、井戸敏三兵庫県知事をはじめ、多くの関係者が見守る中、39項目の合併協定項目が記された合併協定書に3町の町長が署名・押印を行いました。

続いて、立会人として合併協議会委員、顧問の丸上博兵庫県議会議員、西村良二但馬県民局長が署名され、最後に井戸兵庫県知事が署名されました。

その後、3町の町長により合併協定書が披露され、井戸兵庫県知事と固い握手で結束を誓いました。

主催者を代表して、合併協議会会長 岩槻健村岡町長が「但馬牛や松葉ガニなどの海産物を代表する全国ブランドを共有し、町の魅力と誇りを何倍にも膨らませ、香美町ならではの豊かな香りと味わい、自然の美しさと人々の心の優しさを世界に伝える町を築いてまいります。」とあいさつをされました。また、来賓祝辞として、井戸兵庫県知事、谷衆議院議員、梶原衆議院議員、丸上兵庫県議会議員から力強い励ましとお祝いの言葉をいただきました。



▲主催者を代表して岩槻村岡町長があいさつ



◀協定書の披露

# 第14回合併協議会を開催

8月30日、香住町文化会館で、第14回合併協議会が開催されました。提出された議題と概要は次のとおりです。

## 協議事項

### 協議第59号（継続）

水道・下水道関係事務事業の取扱い（その2）について

↓確認

前回の協議会で継続協議となっていました。意見があった下水道関係の手数料について、一部字句を修正し、確認されました。

### 【確認内容】

#### 1 水道に関する事

(1) 上水道関係手数料は、合併時に「別表1」のとおり再編する。

ただし、給水装置工事の設計手数料、閉栓手数料、私設消火栓使用立会手数料、消火栓消防演習立会手数料及び給水停止確認手数料は廃止する。

#### 2 下水道に関する事

(1) 美方町、村岡町が実施している合併浄化槽設置整備事業補助制度は、合併後に再編する。

(2) 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度は、村岡町の例により合併時に統一する。

(3) 下水道関係手数料は、合併時に「別表2」のとおり再編する。

ただし、香住町の区域における設計審査手数料及び竣工検査手数料は、供用開始から3年を経過した場合に徴収する。



▲第14回合併協議会の様子

### 協議第60号

社会教育関係事務事業の取扱い（その2）について

↓確認

人権啓発、生涯学習に関する事などについて、協議が行なわれ、次のように確認されました。

### 【確認内容】

#### 1 人権啓発に関する事

人権尊重は、社会づくり、人づくりの根幹をなすものである。すべてのまちづくり施策は、この尊重の理念をもとに進めるもので、人権啓発は一時もゆるがせることなく強力に推進していかねばならない。

(1) 人権啓発推進のための条例は、すべての人が人権についての正しい理解と認識を深めて行くうえで、ゆるぎない決

意と方向性を示すものとして重要な役割を果たすものである。香住町の例をもとに合併時に再編する。

(2) 現行の啓発推進事業は新町へ引き継ぎ、積極的な展開を図るものとする。

#### 2 生涯学習に関する事

(1) 生涯学習事業、各種行事等は、これまでの事業成果を踏まえ、引き続き地域の特色を活かした事業の展開ができるよう、合併後に調整する。

(2) 図書館事業は、現行のとおりに新町へ引き継ぐ。

#### 3 子育て支援に関する事

(1) 子育て支援事業は、現行の3町の事業をもとに合併後に調整する。

#### 4 社会体育に関する事

(1) 教育委員会主催のスポーツ行事は、現行のとおりに新町へ引き継ぐ。

社会教育団体が実施するスポーツ行事の支援方法は、合併後に検討する。

(2) 国体推進体制は、合併後、新町に1つの実行委員会を組織し、旧町単位の専門部会を設置する。

〔別表1〕

手数料の種類	手数料金額
設計審査手数料	口径20mm以下 1,000円
	口径25mm以上 3,000円
竣工検査手数料	口径20mm以下 1,000円
	口径25mm以上 3,000円
開栓手数料	1,000円
国県道占用申請事務手数料	国県道 3,000円
	町道 1,000円

〔別表2〕

手数料の種類	手数料金額
設計審査手数料	1,000円
竣工検査手数料	1,000円
国県道占用申請事務手数料	国県道 3,000円
	町道 1,000円
責任技術者登録(更新)手数料	5,000円
督促手数料	150円

協議第61号  
福祉関係事務事業の取扱い  
(NCS) エンジェル

↓継続

障害者福祉や高齢者福祉などに  
関することについて協議が行な  
われましたが、全般的に意見が  
あり、継続協議されることとな  
りました。

協議第62号

その他協議が必要な事務事業  
の取扱いについて

↓継続

旧慣使用権について協議が行  
なわれましたが、使用料などにつ  
いて意見があり、継続協議され  
ることとなりました。

協議第64号

地域自治区の取扱いについて

↓継続

地域自治区について協議が行な  
われましたが、美方町の区域を  
何区にするのか、まだ確定して  
いないため継続協議されること  
となりました。

## 第15回・第16回合併協議会を開催

9月8日、村岡町老人福祉センターで、第15回合併協議会が  
開催されました。提出された議  
題と概要は次のとおりです。

9月20日、美方町高齢者生活支  
援センターいこいの里で、第16  
回合併協議会が開催されました。  
提出された議題と概要は次の  
とおりです。

### 協議事項

協議第61号(継続)  
福祉関係事務事業の取扱い  
(NCS) エンジェル

↓継続

継続協議とされていた福祉関係  
事務事業は、一部字句修正が行  
われ再度提案されましたが、  
意見がまとまらず継続協議され  
ることとなりました。

### 報告事項

報告第30号  
第8回新町まちづくり計画  
検討小委員会について

↓承認

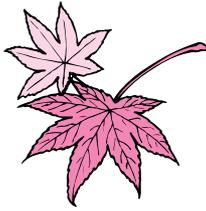
第8回新町まちづくり計画検討  
小委員会について、報告が行な  
われ、承認されました。

### 協議事項

協議第61号(継続)  
福祉関係事務事業の取扱い  
(NCS) エンジェル

↓確認

継続協議とされていた福祉関係  
事務事業は、新たに参考資料が  
提出され、また一部字句修正が  
行われ、次のように確認されま  
した。



#### 【確認内容】

1 障害者福祉に関すること  
(1) 障害者福祉計画は、合併後、  
新町において速やかに策定す  
る。  
(2) 障害者福祉金支給事業は、  
香住町の例をもとに合併時に  
再編する。

(3) 重度心身障害者(児)介護手  
当支給事業は、村岡町の例を  
もとに合併時に再編し、手当  
の支給額は美方町の例により  
月額15,000円とする。

ただし、在宅老人介護手当  
支給事業の検討に合わせて検  
討する。

(4) 特殊学校等児童生徒就学奨  
励費支給事業は、合併時に廃  
止する。

ただし、当該事業を実施し  
ている村岡町に限り、経過措  
置として合併の日の前日にお  
ける支給対象者については、  
合併後3年間は継続実施する。

2 高齢者福祉に関すること

(1) 老人保健福祉計画は、合併  
後、新町において速やかに策  
定する。

(2) 老人クラブ活動補助金等は、  
合併時に再編する。

(3) 老人福祉大会及び敬老会事  
業は、合併後に調整する。

(4) 長寿祝金等支給事業は、合

併時に再編する。  
(5) 金婚夫婦祝福事業は、合併  
時に再編する。

(6) 在宅老人介護手当支給事業  
は、村岡町の例をもとに合併  
時に再編し、手当の支給額は  
美方町の例により月額15,  
000円とする。

ただし、次期老人保健福祉  
計画策定に合わせて検討する。

3 母子等福祉金事業について

母子等福祉金事業は、合併  
時に廃止する。  
ただし、当該事業を実施し  
ている美方町、村岡町に限り、  
経過措置として合併後1年間  
は美方町の例をもとに継続実  
施する。

4 介護予防事業について

合併時に再編する。

5 結婚媒酌人報償金支給事  
業について

合併時に廃止する。

6 戦没者追悼式(平和祈念  
式)について

合併後に再編する。

7 社会福祉協議会への委託  
事業について

合併時に調整する。

合併時に調整する。



▲第16回合併協議会の様子

協議第62号（継続）  
その他協議が必要な事務  
業の取扱い

↓確認

継続協議とされていた旧慣  
使用権等の取扱いについて、  
一部字句修正が行われ、次の  
ように確認されました。

【確認内容】

旧慣使用権等にもとづく公  
有林野の取扱いは、現行のと  
おり新町へ引き継ぎ、森林の  
もつ公益性、林野統一の経緯、  
各地域の実情等を考慮して、  
合併後1年を目的に調整する。  
なお、調整期間における取  
扱いは、公平性をもとに合併  
時に定める。

協議第63号（継続）

地域自治区の取扱いについて

↓確認

前協議会で、美方町の区域  
を何区にするのか、まだ確定  
していなかったため継続協議  
とされていましたが、美方町  
の区域を「小代区」にするこ  
とに決まり、次のように確認  
されました。

【確認内容】

地方自治法（昭和22年法律  
第67号）第202条の4第1  
項及び市町村の合併の特例に  
関する法律（昭和40年法律第  
6号）第5条の5第2項の規  
定にもとづき、合併前の美方  
町、村岡町及び香住町の区域  
ごとに地域自治区を設置する。  
設置については、「地域自  
治区の設置に関する協議書」  
のとおりとする。

協議第64号

合併協定項目の変更につい  
て

↓確認

地方自治区の設置に伴い、  
協定項目2-1(2)地域審議会  
の取扱いについて、次のよう  
に変更され確認されました。

【確認内容】

1 協定項目2-1(2)地域審  
議会の取扱いについて

地方自治法及び市町村の合  
併の特例に関する法律の一部  
改正により、地域自治区が新  
たに制度化され、この法律を  
適用して地域自治区を合併前  
の美方町、村岡町及び香住町  
の区域ごとに設置することか  
ら、地域審議会は新町におい  
て設置しないこととし、協定  
項目2-1(2)地域審議会の取  
扱いの項目は、「地域自治区  
の取扱い」に読み替えること  
とする。

協議第65号

字名の取扱いについて

↓確認

字名の取扱いについて、協  
議が行なわれ、次のように確  
認されました。

【確認内容】

美方町、村岡町及び香住町  
の字の名称及び区域は、現行  
のとおり新町へ引き継ぐ。

協議第66号

事務組織及び機構の取扱い  
について

↓確認

新町の事務組織及び機構に  
ついて、協議が行なわれ、次  
のように確認されました。

【確認内容】

1 住民サービスの低下をき  
たさない組織・機構とする。  
2 簡素で効率的な組織・機  
構とする。

3 地方分権に柔軟に対応で  
きる組織・機構とする。

4 責任の所在が明確で、的  
確な危機管理が行える組織・  
機構とする。

5 新町まちづくり計画を円  
滑に遂行できる組織・機構と  
する。

6 本庁は、町全体の総合的  
な業務を掌り、旧町区域の住  
民に直結した地域局の業務と  
の調整を図りながら新町の均  
衡ある発展を図る。

7 地域局は、旧町区域を所

管区域として、日常的な住民  
サービス業務と地域振興拠点  
としての業務等を担う。

8 庁舎間の情報ネットワー  
ク、緊急連絡体制を拡充し、  
相互連携を強化する。

協議第67号

一部事務組合等の取扱い（そ  
の2）について

↓継続

一部事務組合等の取扱いに  
ついては、全般的に意見があ  
り、継続協議されることとな  
りました。

協議第68号

新町まちづくり計画につい  
て

↓確認

新町まちづくり計画につい  
て、協議が行なわれ、次のよ  
うに確認されました。

【確認内容】

新町まちづくり計画につい  
ては、別添のとおり定めるも  
のとする。

# 第17回合併協議会を開催

9月29日、村岡町老人福祉センターで、第17回合併協議会が開催されました。提出された議題と概要は次のとおりです。

## 報告事項

### 報告第31号

新町まちづくり計画の県協議の結果について

↓承認

「新町まちづくり計画」が県により最終確認されたことについて、報告が行なわれ、承認されました。

## 協議事項

### 協議第67号

一部事務組合等の取扱い（その2）について

↓確認

継続協議にされていた一部事務組合等の取扱いについては、全般的に意見がありましたが、一部文言修正をすることを議事録に載せることで、次のように確認されました。

### 【確認内容】

1 美方町、村岡町及び香住町が加入している美方広域消防事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

2 美方町及び村岡町が加入している公立八鹿病院組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

ただし、新町に関わる当該組合の事務処理区域は、現行の美方町及び村岡町の区域とする。

3 美方町、村岡町及び香住町が加入している北但行政事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合（広域ごみ、汚泥処理施設の設置及び維持管理並びに広域ごみ・汚泥の処分に関する事務）に加入する。

4 美方町及び村岡町が加入している美方郡広域事務組合については、合併の日の前日

をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合（農業共済事業に関する事務、火葬場の設置及び経営並びに霊柩車の運行に関する事務）に加入する。

ただし、火葬場に関する事務については、新町の火葬場が整備されるまでの間、現行の美方町及び村岡町の区域を対象として加入することとする。

5 介護認定審査会に関する事務については、新町単独で実施することとする。

6 美方町、村岡町及び香住町が加入している北但広域行政協議会（電算処理、法令外負担金審査に関する事務）については、合併の日までに調整するものとする。

その他、美方町議会議長より「議会の議員の定数及び任期の取扱いで在任特例の適用を求める決議書」が提出されたことに伴い、議会の議員の定数及び任期の取扱いの再協議について協議した結果、賛否が分かれたため、採決の結果、再協議されないこととなりました。

### 一部事務組合等の状況

#### 1 美方町、村岡町、香住町の枠組みによるもの

名称	主な事務内容	構成市町
矢田川流域衛生一部事務組合	ごみ処理、し尿処理、浄化槽汚泥処分	美方町、村岡町、香住町

#### 2 美方町、村岡町、香住町を越えた枠組みによるもの

名称	主な事務内容	構成市町
美方広域消防事務組合	消防	美方町、村岡町、香住町、温泉町、浜坂町
公立八鹿病院組合	病院、訪問看護ステーション等	養父市、美方町、村岡町
北但行政事務組合	広域ごみ・汚泥処理施設の設置及び維持管理並びに広域ごみ・汚泥の処分	北但1市10町（北但地域全市町）
	ごみ・し尿処理、浄化槽汚泥処分、火葬、消防	北但1市5町（美方郡4町、香住町を除く北但地域）
美方郡広域事務組合	農協共済、介護認定審査会	北但1市5町、香住町（美方郡4町を除く北但地域）
	農協共済、火葬等	美方町、村岡町、温泉町、浜坂町
北但広域行政協議会	電算処理	北但1市8町（浜坂町、温泉町を除く北但地域）
	法令外負担金審査	北但1市10町（北但地域全市町）
但馬広域行政事務組合	但馬ふるさと市町村圏計画策定・実施、地域振興事業等	但馬地域全市町

# 小委員会の報告

## 第8回新町まちづくり計画検討小委員会を開催

9月8日、村岡町老人福祉センターにおいて、第8回新町まちづくり計画検討小委員会が開催されました。

県に事前に協議に付していた「新町まちづくり計画」について、修正、変更の指摘を受けていた箇所について事務局から説明がなされ、全般的な意見交換が行われました。

その中で魚類残渣の適性処理について意見があり、一部文言を追加されることが確認されました。

また、財政計画について事務局より前提条件等の説明がなされたのち、意見交換が行い、原案どおり確認されました。

これをもって全体会に提案し、県への「新町まちづくり計画」の正式協議に付することとなりました。

# 合併協定の内容を お知らせします

10月2日(土)、合併協定調印式において合併協定書に調印が行われ、全39項目にわたる合併協定項目が確定しました。

ここでは、この協定書に記載された合併協定項目の内容をご紹介します。



▲合併協定書

## 1-1(1) 合併の方式

美方町、村岡町及び香住町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設(対等)合併とする。

## 1-1(2) 合併の期日

合併の期日は、平成17年4月1日とする。

## 1-1(3) 新町の名称

新町の名称は「香美町」とする。

住居の表示に地域自治区の名称を冠する。

## 1-1(4) 新町の事務所の位置

(1) 新町の事務所の位置は、城崎郡香住町香住字門前1595番地の3(現香住町庁舎)とする。

(2) 美方町、村岡町の各現庁舎に支所を置き、「地域局」と称する。

(3) 「地域局」は、住民生活に密着した業務や地域振興業務等の幅広い分野の業務を担うものとする。

(4) 現村岡町庁舎に本庁機能の一部を分散して配置する。配置する部門は、村岡町が要望する農林、保健福祉及び教育委員会をもとに町長会で別途、前向きに協議するものとする。

(5) 電算センターは、現村岡町庁舎に設置するものとする。

(6) 現香住町庁舎は移転が必要であるため、香住町内の「地域高規格道路」香住IC周辺の適地に新築することとし、速やかに建設に着手するものとする。

## 1-1(5) 財産区の取扱い

美方町、村岡町及び香住町が合併の日の前日において所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。財産区については、現行のとおりに新町へ引き継ぐ。

き継ぐものとする。財産区については、現行のとおりに新町へ引き継ぐ。

## 2-1(1) 新町のまちづくり計画

新町まちづくり計画については、別添のとおりに定めるものとする。

## 2-1(2) 地域自治区の取扱い

地域自治区の取扱いについては、次のとおりとする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の4第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の5第2項の規定にもとづき、合併前の美方町、村岡町及び香住町の区域ごとに地域自治区を設置する。

設置については、「地域自治区の設置に関する協議書」のとおりにする。

## 2-1(3) 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(1) 市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、合併後50日以内に設置選挙を行う。

(2) 新町の議会の議員の定数は、20人とする。

(3) 設置選挙に限り、旧町の区域ごとに選挙区を設ける。

(4) 各選挙区の定数は、次のとおりとする。

美方町の区域3人、村岡町の区域6人、香住町の区域11人

## 2-1(4) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 市町村の合併の特例に関する法律第8条の特例を適用せず、合併後50日以内に設置選挙を行う。

(2) 農業委員会を設置する単位は、新町に1つの農業委員会とする。

(3) 新町の農業委員会の選挙による委員の定数は、20人とする。

(4) 美方町と村岡町を合わせた区域と香住町の区域の2つの選挙区を設ける。

(5) 各選挙区の定数は、有権者数割50%、農地面積割50%とし、次のとおりとする。

美方町と村岡町を合わせた区域12人、香住町の区域8人

## 2-1(5)

### 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 美方町、村岡町及び香住町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定にもとつき、すべて新町の職員として引き継ぐ。

(2) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。

(3) 職員の給料は現給を保障し、合併による格差は調整する。

(4) 職階については、合併時に職名とともに級別標準職務票を調整し、統一する。

(5) 初任給基準を合併時に一本化するように調整し、統一する。

## 2-1(6)

### 一部事務組合等の取扱い

(1) 矢田川流域衛生一部事務組合の取扱いについては、合併の日の前日をもって解散する。その業務、職員、財産及び債務については、すべて新町に引き継ぐ。

(2) 美方町、村岡町及び香住町は、合併の日の前日をもって但馬広域行政事務組合、兵庫県町議会

議員公務災害補償組合、兵庫県町土地開発公社及び兵庫県町交通災害共済組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

(3) 美方町、村岡町、香住町及び矢田川流域衛生一部事務組合は、合併の日の前日をもって但馬公平委員会及び兵庫県市町村職員退職手当組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

(4) 美方町、村岡町及び香住町が加入している美方広域消防事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

(5) 美方町及び村岡町が加入している公立八鹿病院組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

ただし、新町に関わる当該組合の事務処理区域は、現行の美方町及び村岡町の区域とする。

(6) 美方町、村岡町及び香住町が加入している北但行政事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合（広域ごみ、汚泥処理施設の設置及び維持管理並びに広域ごみ・汚泥の処理に関する事務）に加入する。

(7) 美方町及び村岡町が加入している美方郡広域事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合（農業共済事業に関する事務、火葬場の設置及び経営並びに霊柩車の運行に関する事務）に加入する。ただし、火葬場に関する事務については、新町の火葬場が整備されるまでの間、現行の美方町及び村岡町の区域を対象として加入することとする。

(8) 介護認定審査会に関する事務については、新町単独で実施することとする。

(9) 美方町、村岡町及び香住町が加入している但馬広域行政協議会（電算処理、法令外負担金審査に関する事務）については、合併の日までに調整するものとする。

## 2-1(7)

### 地方税の取扱い

(1) 地方税の税率等の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 個人町民税については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

イ 法人町民税については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

ウ 固定資産税については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

エ 軽自動車税については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

オ 町たばこ税については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

カ 鉱産税については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

キ 特別土地保有税については、香住町の例による。

ク 入湯税については、美方町、村岡町の例による。

ケ 国民健康保険税については、  
(医療分)

(ア) 賦課方式は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

(イ) 賦課割合は、標準割合を基本に、低所得者に配慮して、新町の運営協議会において検討する。

- (ウ) 保険税率は、新町における医療費に見合う税率を定める。ただし、急激な負担増加としないため、平成19年度までは不均一課税を実施する。

(工) 賦課限度額は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

(介護分)

(ア) 賦課方式は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

(イ) 賦課割合は、標準割合を基本に、低所得者に配慮して、新町の運営協議会において検討する。

(ウ) 保険税率は、新町における介護納付金に見合う税率を定め、平成17年度から統一する。

(エ) 賦課限度額は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

(2) 納期について

ア 個人町民税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

イ 固定資産税については、美方町、香住町の例による。

ウ 軽自動車税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

エ 国民健康保険税については、村岡町の例による。

### 3-1(1)

#### 特別職の身分の取扱い

(1) 特別職（首長・議員等）について

ア 町長、助役、収入役、教育長の設置、人数及び任期については、法令の定めるところによる。

イ 町長、助役、収入役、教育長及び議会の議員の報酬額等は現行支給額をもとに、類似

団体の状況を参考にし、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。

ウ 費用弁済の額は、類似団体の状況を参考にし、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。

(2) その他特別職（行政委員会）について

ア 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。

イ 報酬額及び費用弁済の額は、類似団体の状況を参考にし、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。

### 3-1(2)

#### 条例、規則等の取扱い

美方町、村岡町及び香住町が制定している条例、規則については、次のとおりとする。

(1) 条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容にもとづき、次の区分により整備する。

ア 合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時に制定施行するもの（即時施行）

イ 合併後においても、一定の地域に当分の間、暫定的に施行するもの（暫定施行）

ウ 合併後において、逐次制定し施行するもの（逐次施行）

### 3-1(3)

#### 事務組織及び機構の取扱い

新町の事務組織及び機構は、次の方針により整備する。

(1) 住民サービスの低下をきたさない組織・機構とする。

(2) 簡素で効率的な組織・機構とする。

(3) 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構とする。

(4) 責任の所在が明確で、的確な危機管理が行える組織・機構とする。

(5) 新町のまちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構とする。

(6) 本庁は、町全体の総合的な業務を掌り、旧町区域の住民に直結した地域局の業務との調整を図りながら新町の均衡ある発展を図る。

(7) 地域局は、旧町区域を所管区域として、日常的な住民サービス業務と地域振興拠点としての業務等を担う。

(8) 庁舎間の情報ネットワーク、緊急連絡体制を拡充し、相互連携を強化する。

### 3-1(4)

#### 使用料、手数料の取扱い

(2) 使用料について

ア 施設使用料について

(ア) 住民の日常生活に欠くことのできない上下水道施設は、新町における住民の一体性の確保、負担公平の原則及び健全な財政運営の観点から、適正な料金について、合併後、可能な限り早期に統一する方向で調整する。

(イ) 住民が等しく利用できる教育、コミュニティ、保健福祉施設等は、新町における住民の一体性の確保、負担公平の原則から、合併後統一する。

(ウ) 上記以外の施設については、原則として現行のとおり新町へ引き継ぐものとするが、新町において適正な料金のあり方を検討する。

イ 幼稚園授業料（保育料）については、合併時に調整し、統一する。

ウ 住宅使用料については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。（公営住宅等に異なり）

### (1) 手数料について

ア 3町で差異のない手数料及び矢田川流域衛生一部事務組合の手数料については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

イ 3町で差異のある手数料については、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担公平の原則から、適正な料金となるよう合併時に統一を図る。

### 3-1(5)

#### 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新町の一体性の確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合又は再編にむけた調整に努める。

(1) 美方町、村岡町及び香住町に共通する団体又は共通の目的をもった団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体については、将来統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(2) 独自の目的をもった団体については、原則として、現行のとおりとなる。

### 3-1(6)

#### 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、次のように調整する。

(1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、合併後1年以内を目途に統一する方向で調整する。

(2) 独自の補助金等については、従来からの経緯及び実情に配慮し、新町において均衡を保つよう調整する。

(3) 整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。

### 3-1(7)

#### 字名の取扱い

美方町、村岡町及び香住町の字の名称及び区域は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

### 3-1(8)

#### 慣行の取扱い

美方町、村岡町及び香住町が実施している慣行については、次のとおりとする。

(1) 町民憲章、宣言については、新町において検討する。

(2) 町の花、町の木等の象徴的事項については、新町において検討する。

(3) 町章については、新町において検討する。

(4) 名誉町民制度については、新町において新たに制度を設ける。すでに各町でその称号を贈られている名誉町民は新町に引き継ぐ。

(5) 表彰については、新町において検討する。

### 3-1(9)

#### 国民健康保険事業の取扱い

(1) 出産育児一時金については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

(2) 葬祭費については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

(3) 出産育児一時金貸付金については、香住町の例により、兵庫県国保連合会に委託して実施する。

### 3-1(10)

#### 介護保険事業の取扱い

(1) 介護保険事業計画については、合併当初においては旧町の集合をもって新町の計画とし、平成17年度に新町としての次期運営期間における介護保険事業計画を策定する。

(2) 介護保険料独自減免事業については、減免内容は村岡町の例により合併時に統一し、基準については合併時まで調整する。

(3) 美方町が実施している保険料市町村間格差解消事業については、第2期介護保険事業計画運営期間中であり、現在の計画の最終年度である平成17年度まで継続して実施する。

(4) 社会福祉法人等による利用者負担額減免措置事業については、美方町、村岡町の例により統一する。

(5) 保険料の納期については香住町の例により統一し、保険料については、平成20年度まで不均一賦課とする。

### 3-1(11)

#### 消防団の取扱い

(1) 消防団は、合併時に1消防団に再編する。

(2) 団員はそのまま新町へ引き継ぎ、現員数を基本として定数を定める。

(3) 報酬及び出勤手当等は、現行における3町の支給総額を上回らない範囲内において調整する。

### 3-1(12)

#### 各種事務事業の取扱い

### 3-1(12) ①

#### 議会関係事務事業の取扱い

(1) 定例会の回数及び招集については、現行のとおり新町へ引き継ぐこととし、臨時会については、地方自治法の定めにより開催することとする。

(2) 委員会種別と委員数については、新町の議会において定める。

(3) 議会広報紙については、年4回発行し、全戸配布する。

### 3-1(12) ②

#### 総務関係事務事業の取扱い

(1) 行政区に関すること  
行政区については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。ただし、同一の行政区名については合併時まで新町の名称、字名の取扱いと合わせて

調整する。

- (2) 自治会活動補助金等に関すること  
区長協議会等への補助金は、合併時に統一する方向で調整する。区への交付金等の制度は合併後に再編する。
- (3) 区会館建設等に係る補助金に関すること  
区会館建設等に係る補助金の補助率、要件等は合併後に再編する。
- (4) 地縁団体に関すること  
地縁団体については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。
- (5) 情報公開制度に関すること  
情報公開制度については、現行の3町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。ただし、手数料については、美方町、村岡町の例により無料とし、複製費などの実費は徴収する。
- (6) 個人情報保護制度に関すること  
個人情報保護制度については、現行の3町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。
- (7) 指定金融機関等の指定に関すること  
指定金融機関等の指定については、合併時に再編する。
- (8) 第三セクターに関すること  
第三セクターは、現行のとおり新町へ引き継ぐ。
- (9) 手数料に関すること  
認可地縁団体告示事項証明手数料、認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料及びその他諸証明手数料は、2500円と定める。
- (10) 姉妹都市交流及び地域間交流に関すること  
姉妹都市交流及び地域間交流は、存続の方向で、合併時までには相手方の意向を確認して調整する。

### 3-1(12) ③

#### 企画関係事務事業の取扱い

- (1) 広報・広聴に関すること  
ア 広報紙について  
イ 広報紙は月一回発行し、全戸配布する。  
ロ 広報紙の名称は合併時に新町名を参考に決定する。  
ハ 広聴については、村岡町及び香住町で行っている取り組みをもとに合併後に再編する。  
ニ 行政放送については、既存の設備を利用して現行のとおり新町へ引き継ぐ。
- (2) 地域情報化対策に関すること  
ア ホームページについては、新町発足時に立ち上げる。  
イ 地域情報化計画については、合併後の住民生活の利便性向上、難視聴地域解消、情報格差の是正、行財政運営の効率化を図るため、合併後に速やかに策定する。
- (3) 交通対策に関すること  
ア 美方町域及び香住町域の自主運行バスの既存路線については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。村岡町域については、現行の福祉タクシー制度を含めて合併後に検討する。  
イ 村岡町地方バス路線維持対策事業（町単）及び香住町地方バス維持確保対策事業（町単）については、補助制度を現行のとおり新町へ引き継ぐ。  
ウ 鉄道・空港利用促進事業について  
（ア）3町での取り組みをもとに新町においてもJRの利用促進を図る。  
（イ）但馬空港利用に係る助成内容と利用促進事業については、合併時に再編する。
- (4) 若者定住対策に関すること  
若者定住対策については、若者定住奨励金制度

と空き家情報提供の現行制度を見直し、合併後に再編する。

### 3-1(12) ④

#### 税務関係事務事業の取扱い

- (1) 税務関係手数料に関すること  
ア 納税証明手数料、課税証明手数料及び住宅用家屋証明申請手数料は、合併時に香住町の例により統一する。  
イ 税督促手数料は、合併時に村岡町の例により統一する。  
ウ 固定資産に関する証明手数料は、2500円とする。ただし、土地については5筆までごとに1件とし、家屋については、5棟までごとに1件とする。  
エ 公図、図面等の公文書の閲覧手数料は、2500円とする。ただし、1人1種類1回を1件とし、1時間を超えるときは1時間めごとごとに2000円を加える。
- ### 3-1(12) ⑤
- #### 住民関係事務事業の取扱い
- (1) 住民関係の各種証明書交付事務は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、その手数料は、香住町の例により、合併時に統一する。
  - (2) 防災に関すること  
ア 災害対策基本法にもとづき、合併時に防災会議条例を制定し、防災会議を設置する。  
イ 地域防災計画は、現行の3町の計画をもとに、合併後、速やかに策定する。  
ウ 自主防災組織は、現行の3町の組織を新町へ引き継ぐ。  
エ 防災行政無線施設は、合併後、新町において統一を検討する。
  - (3) 防犯灯の設置及び管理は、美方町及び香住町の例をもとに、合併時に再編する。

### 3-1(12)⑥ 環境関係事務事業の取扱い

(1)ごみ処理に関すること

- ア ごみ収集業務は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、合併後に再編する。
- イ ごみ収納庫設置事業は、村岡町、香住町の例により、合併時に統一する。
- ウ ごみ袋等の販売委託業務は、香住町の例をもとに、合併時に再編する。
- エ 資源ごみの回収奨励金交付事業は、合併時に再編する。

### 3-1(12)⑦ 保健医療関係事務事業の取扱い

(1)各種健(検)診事業に関すること

- ア 各種健(検)診事業は、3町の実施内容を調整し、合併時に再編する。
- イ 各種健(検)診事業の自己負担額は、合併時に再編する。
- (2)母子保健事業及び予防接種事業は、美方町、香住町の例をもとに、合併時に再編する。
- (3)病院及び診療所に関すること

- ア 公立香住総合病院は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。
- イ 美方町及び村岡町が加入している公立八鹿病院組合(公立村岡病院)については、合併時に引き続き構成団体となるよう養父市と協議する。ただし、事務処理区域は現行の美方町及び村岡町の区域とする。
- ウ 国民健康保険診療所は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。
- エ 国民健康保険診療所の診断書等の手数料及び自動車使用料は、合併時に再編する。
- オ 村岡町立相岡へき地出張診療所は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

### 3-1(12)⑧ 福祉関係事務事業の取扱い

(1)保育に関すること

- ア 町立保育施設は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。
- イ 保育料について
  - (ア) 保育料は、村岡町の例を基準として、合併時に再編する。
  - (イ) 同一世帯から2人以上の児童の入所及び母子世帯等の児童の入所がある場合の減免措置は、国の基準により合併時に統一する。
- ウ 障害児保育事業は、村岡町の制度を基に調整し、合併時に統一する。
- エ 延長保育事業は、現行の3町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。
- オ 一時保育事業は、村岡町、香住町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。
- カ 私立保育所運営支援事業は、村岡町、香住町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。

- キ へき地保育所(美方町)の運営は、現行のとおり新町へ引き継ぐが、協力費、保育サービスの内容は、合併後に検討する。
- ク 村岡町が実施している保育所通園バスの運行に関する場合は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。
- (2)福祉施設は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。
- (3)福祉医療費助成事業に関すること
- ア 町単独事業の福祉医療費助成事業は合併時に廃止する。ただし、当該事業を実施している美方町、村岡町に限り、現行の受給者証の有効期限満了まで継続実施する。
- イ 町単独事業の福祉医療費助成事業のうち、乳

幼児医療費助成事業については、現行の村岡町の制度をもとに、新町において新たに助成制度を設ける。

- (4)民生委員・児童委員に関すること
- ア 民生委員・児童委員協議会は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、新町において連合会を組織する。
- イ 民生委員・児童委員の活動費は、合併時に再編する。
- (5)障害者福祉に関すること
- ア 障害者福祉計画は、合併後、新町において速やかに策定する。
- イ 障害者福祉支給事業は、香住町の例をもとに合併時に再編する。
- ウ 重度心身障害者(児)介護手当支給事業は、村岡町の例をもとに合併時に再編し、手当の支給額は美方町の例により15,000円とする
- ただし、在宅老人介護手当支給事業の検討に合わせて検討する。
- エ 特殊学校等児童生徒就学奨励費支給事業は、合併時に廃止する。
- ただし、当該事業を実施している村岡町に限り、経過措置として合併の日の前日における支給対象者については、合併後3年間は継続実施する。
- (6)高齢者福祉に関すること
- ア 老人保健福祉計画は、合併後、新町において速やかに策定する。
- イ 老人クラブ活動補助金等は、合併時に再編する。
- ウ 老人福祉大会及び敬老会事業は、合併後に調整する。
- エ 長寿祝金等支給事業は、合併時に再編する。

才 金婚夫婦祝福事業は、合併時に再編する。  
力 在宅老人介護手当支給事業は、村岡町の例をもとに合併時に再編し、手当の支給額は美方町の例により月額15,000円とする。ただし、次期老人保健福祉計画策定に合わせ検討する。

(7) 母子等福祉金事業は、合併時に廃止する。ただし、当該事業を実施している美方町、村岡町に限り、経過措置として合併後1年間は美方町の例をもとに継続実施する。

(8) 介護予防事業は、合併時に再編する。

(9) 結婚媒酌人報償金支給事業は、合併時に廃止する。

(10) 戦没者追悼式（平和祈念式）は、合併後に再編する。

(11) 社会福祉協議会への委託事業については、合併時に調整する。

### 3-12-9

#### 農林水産関係事務事業の取扱い

(1) 農林に関すること

ア 生産調整に対する助成措置等の農業振興対策事業は、各町の取り組み経過、地域特性を考慮し合併後に再編する。

イ 中山間地域等直接支払交付金事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

ウ 棚田保全緊急対策事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

エ 農業振興に係る利子補給制度は、現行の3町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。

(2) 土地改良に関すること

ア 土地改良事業に係る受益者負担率及び町単独補助率は、現行の3町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。

イ 農地及び農業用施設の災害復旧に係る受益者負担率は、美方町、村岡町の制度をもとに合併時に再編し、町単独事業は、合併時に廃止する。

(3) 畜産に関すること

ア 優良牛確保事業及び町有雌牛貸付事業等の畜産振興対策事業は、美方町、村岡町の制度をもとに調整し、合併後に再編する。

イ 畜産振興に係る利子補給制度は、美方町、村岡町の制度をもとに調整し、合併後に再編する。

(4) 林業に関すること

ア 林業振興補助制度は、現行の3町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。

イ 林業整備に係る受益者負担金は、合併時に再編する。

ウ 林業用施設の災害復旧に係る受益者負担金は、美方町、村岡町の制度をもとに合併時に再編し、香住町の町単独事業は、合併時に廃止する。

エ 治山事業に係る受益者負担金は、香住町の例により合併時に再編する。

オ 有害鳥獣防止対策補助制度は、美方町、村岡町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。

(5) 水産に関すること

ア 種苗放流事業等の水産振興対策事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

イ 水産振興に係る利子補給制度は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

(6) 農林水産関係各種証明書交付事務に関すること

ア 農林水産関係の各種証明書交付事務は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、その手数料は、香住町の例により合併時に統一する。

### 3-12-10

#### 商工観光関係事務事業の取扱い

(1) 商工・労政に関すること

ア 新町の一体性を確保するため、商工会の組織の統合に向けた調整に努める。

イ 商工会に対する補助制度は、現行制度を尊重しながら、合併後に調整する。

ウ 中小企業振興資金融資制度は、香住町の例により合併時に統一する。

エ 村岡町の中小企業振興資金特別利子補給制度及び商工業経営安定対策特別利子補給制度は、合併時に調整する。

オ 商店街街路灯設置補助制度は、合併時に廃止する。

カ 現行の工業振興補助制度等は廃止し、合併後、雇用の拡大に繋がる企業立地等に対する支援制度を検討する。

キ 香住町の職業訓練業務は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

(2) 観光振興に関すること

ア 新町の一体性を確保するため、観光協会の組織の統合に向けた調整に努める。

イ 観光協会に対する補助制度は、現行制度を尊重しながら、合併後に調整する。

ウ 各イベントは、各町の取り組みの経過や地域特性を考慮し、合併後に調整する。

エ ふるさと会員制度は、各町の取り組みの経過や地域特性を考慮し、合併後に再編する。

### 3-12-11

#### 建設関係事務事業の取扱い

(1) 道路等に関すること

ア 町道・橋梁は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、路線区分は新町において調整する。

イ 町道及び橋梁の新設、改良、舗装に係る受益者負担金は、香住町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。ただし、合併時に事業実施中（用地買収を含む）の路線に対する負担は、従前の例による。

ウ 急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者負担金は、合併時に香住町の例により再編する。ただし、合併時に事業実施中の箇所に対する負担は、従前の例による。

工 災害復旧事業に係る受益者負担金は徴しない。

才 除雪路線は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、除雪計画は、合併後に新町において調整する。

除雪機購入補助制度は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、補助内容等は合併時に統一する。

(2) 町営住宅に関すること

ア 町営住宅は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

イ 町営住宅の入居資格は、合併時に村岡町、香住町の例により統一する。

3-12 ⑫

水道・下水道関係事務事業の取扱い

(1) 水道に関すること

ア 上水道施設は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

イ 簡易水道施設は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

ウ 加入金（分担金）は、合併時に香住町の上水道の例により統一する。

工 使用料は、平成20年度を目途に統一する方向で調整する。

才 上水道関係手数料は、合併時に別表のとおり再編する。

ただし、給水装置工事の設計手数料、閉栓手数料、私設消火栓使用立会手数料、消火栓消防演習立会手数料及び給水停止確認手数料は廃止する。

〔別表〕

手数料の種類	手数料金額
設計審査手数料	1,000円
	口径25mm以上 3,000円
竣工検査手数料	1,000円
	口径25mm以上 3,000円
開栓手数料	1,000円
国県道占用申請事務手数料	国県道 3,000円
	町道 1,000円

(2) 下水道に関すること

ア 下水道施設は現行のとおり新町へ引き継ぐ。

イ 受益者負担金（分担金）は、合併時に香住町の例により再編する。

ウ 使用料は、平成20年度を目途に統一する方向で調整する。

工 美方町、村岡町が実施している合併浄化槽設置整備事業補助制度は、合併後に再編する。

才 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度は、村岡町の例により合併時に統一する。

力 下水道関係手数料は、合併時に別表のとおり再編する。

ただし、香住町の区域における設計審査手数料及び竣工検査手数料は、供用開始から3年を経過した場合に徴収する。

〔別表〕

手数料の種類	手数料金額
設計審査手数料	1,000円
竣工検査手数料	1,000円
国県道占用申請事務手数料	国県道 3,000円
	町道 1,000円
責任技術者登録(更新)手数料	5,000円
督促手数料	150円

3-12 ⑬

学校教育関係事務事業の取扱い

(1) 就学区域に関すること

ア 就学区域については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

(2) 通学支援に関すること

ア スクールバスの運行業務については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

イ 通学、通園に係る補助・助成については、新町において調整する。

(3) 学校給食に関すること

ア 学校給食共同調理所等の施設運営については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

イ 給食費については、合併後に統一する方向で調整する。

(4) 就学援助に関すること

ア 準要保護児童生徒に対する就学援助は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、学校給食費に係る支給率は、美方町、香住町の例により合併時に統一する。

(5) 校外活動補助に関すること

ア 校外活動に対する補助は、現行の3町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。

(6) 英語指導助手招致事業に関すること

ア 英語指導助手招致事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

3-12-14

社会教育関係事務事業の取扱い

(1) 人権・同和に関すること

ア 人権・同和教育事業は、現行の事業をもとに調整し、合併後に再編する。

イ 人権・同和教育推進(研究)協議会は、合併後、速やかに再編する方向で調整に努める。

(2) 成人式に関すること

ア 成人式は、成人の日の前後に1ヶ所で統一して実施する。

(3) 文化財に関すること

ア 町指定の文化財は、新町へ引き継ぐ。

(4) 人権啓発に関すること

人権尊重は、社会づくり、人づくりの根幹をなすものである。すべてのまちづくり施策は、この人権尊重の理念をもとに進めるもので、人権啓発は一時もゆるがせることなく強力に推進し

ていかなければならない。

ア 人権啓発推進のための条例は、すべての人が人権についての正しい理解と認識を深めて行くうえで、ゆるぎない決意と方向性を示すものとして重要な役割を果たすものである。香住町の例をもとに合併時に再編する。

イ 現行の啓発推進事業は新町へ引き継ぎ、積極的な展開を図るものとする。

(5) 生涯学習に関すること

ア 生涯学習事業、各種行事等は、これまでの事業成果を踏まえ、引き続き地域の特色を活かした事業を展開ができるよう、合併後に調整する。

イ 図書館事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

(6) 子育て支援に関すること

ア 子育て支援事業は、現行の3町の事業をもとに合併後に調整する。

(7) 社会体育に関すること

ア 教育委員会主催のスポーツ行事は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

イ 社会教育団体が実施するスポーツ行事の支援方法は、合併後に検討する。

国体推進体制は、合併後、新町に1つの実行委員会を組織し、旧町単位の専門部会を設置する。

3-12-15

電算システム関係事務事業の取扱い

電算システム関係事務事業については、合併に伴い統合する必要があるシステムを統合し、新町単独で導入する。また、住民サービスの低下を招かないような関係町間のネットワークを構築するよう調整する。ただし、統合の必要がないシステ

ムについては、新町において調整する。

3-12-16

その他協議が必要な事務事業の取扱い

旧慣使用権にもとづく公有林野の取扱いは、現行のとおり新町へ引き継ぎ、森林のもつ公益性、林野統一の経緯、各地域の実情等を考慮して、合併後1年を目途に調整する。

なお、調整期間における取扱いは、公平性をもとに合併時に定める。

《今後のスケジュール(予定)》

各町議会で合併に関する議案の議決

県知事へ合併の申請・県議会の議決

総務大臣への届出・総務大臣の告示

新 町 誕 生 !

(平成17年4月1日)

# 一 合併協定項目の協議状況

※すべての項目が確認されました。平成16年10月2日現在

合併協定項目		協議	確認
基本項目	1 合併の方式	●	●
	2 合併の期日	●	●
	3 新町の名称	●	●
	4 新町の事務所の位置	●	●
	5 財産の取扱い	●	●
合併特例法 規定項目	6 新町まちづくり計画	●	●
	7 地域審議会の取扱い	●	●
	8 議会の議員の定数及び任期の取扱い	●	●
	9 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	●	●
	10 一般職の職員の身分の取扱い	●	●
	11 一部事務組合等の取扱い	●	●
	12 地方税の取扱い	●	●
	13 特別職の身分の取扱い	●	●
その他の 協議項目	14 条例、規則等の取扱い	●	●
	15 事務組織及び機構の取扱い	●	●
	16 使用料、手数料等の取扱い	●	●
	17 公共的団体等の取扱い	●	●
	18 補助金、交付金等の取扱い	●	●
	19 字名の取扱い	●	●
	20 慣行の取扱い	●	●
	21 国民健康保険事業の取扱い	●	●
	22 介護保険事業の取扱い	●	●
	23 消防団の取扱い	●	●
	24 各種事務事業の取扱い		
	① 議会関係事務事業の取扱い	●	●
	② 総務関係事務事業の取扱い	●	●
	③ 企画関係事務事業の取扱い	●	●
	④ 税務関係事務事業の取扱い	●	●
	⑤ 住民関係事務事業の取扱い	●	●
	⑥ 環境関係事務事業の取扱い	●	●
	⑦ 保健医療関係事務事業の取扱い	●	●
	⑧ 福祉関係事務事業の取扱い	●	●
	⑨ 農林水産関係事務事業の取扱い	●	●
	⑩ 商工観光関係事務事業の取扱い	●	●
	⑪ 建設関係事務事業の取扱い	●	●
	⑫ 水道・下水道関係事務事業の取扱い	●	●
	⑬ 学校教育関係事務事業の取扱い	●	●
⑭ 社会教育関係事務事業の取扱い	●	●	
⑮ 電算システム関係事業の取扱い	●	●	
⑯ その他協議が必要な事業の取扱い	●	●	

【発行】 美方町・村岡町・香住町合併協議会  
 【住所】 〒667-1368  
 兵庫県美方郡村岡町入江711番地の2 (村岡町射添会館内)  
 電話 (0796)99-5050  
 F A X (0796)95-0221  
 E-mail mmk3t-gappei@fine.ocn.ne.jp  
 URL http://www.mmk3t-gappei.com/

## 地域情報化アンケートのお願い

新町の地域情報化計画策定の参考とするため、10月下旬に各区長さんを通じてアンケート調査を行います。ホームページでも回答できるようにしますので、みなさんのご協力をお願いします。

### 会議録等は閲覧できます

合併協議会の会議録(写し)及び会議に提出された文書はどなたでも閲覧できます。

ただし、個人に関する事項や会議運営に支障を及ぼすおそれがある事項は閲覧できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

閲覧場所や手続きなどは次のとおりです。

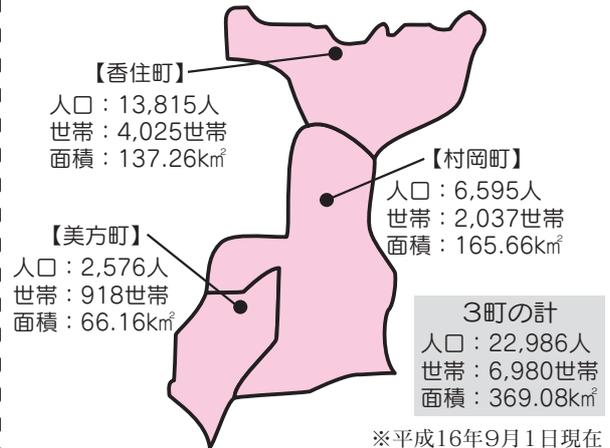
#### 【閲覧場所】

- ・美方町役場総務課 ・村岡町役場総務課
- ・香住町役場総務課 ・合併協議会事務局

#### 【閲覧時間】

午前8時30分から午後5時15分まで  
 (ただし、土曜、日曜、祝日、その他役場が閉庁となる日を除く)。

### 3町の人口・世帯・面積等



### 事務局の合併紀行

10月2日、3町合併協定調印式が行われ、約300名の参加者のみなさまとともに歴史的な体験をしました。「町」としては兵庫県で1番早い合併調印で、また、地域自治区の導入は全国の先駆けとなりました。日本を代表するような特色ある町づくりに積極的に取り組んでいます。

3町が心をつなげて、松葉ガニや但馬牛などの全国ブランド、スキーや海水浴、都市との交流を着実に発展させて、「香美町」のすばらしさを世界に発信していきたいと思えます。